

◎海賊多発海域における日本船舶の警

備に関する特別措置法

(平成二五年一月二〇日法律第七五号)

一、提案理由(平成二五年一月一日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 たいだいま議題となりました海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

四方を海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の安全を確保することは極めて重要であります。

海上輸送の安全確保にとって重大な脅威となっている海賊事案については、二〇一二年に全世界で二百九十七件が発生しております。とりわけ、ソマリア海賊による被害の発生件数は近年急激に増加しており、また、その発生海域もインド洋やアラビア海にまで拡大する傾向を見せしており、当該海域における船

舶の航行に危険が生じているところであります。

こうした状況に対し、他の主要海運国においては、当該海域を航行する自国船舶に小銃を所持した民間警備員の乗船を認める措置を講じてきており、我が国においても、原油タンカー等の国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶について同様の措置を講じることがその航行の安全を確保する観点から強く求められております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、海賊行為による被害を防止するために、政令で定める海賊多発海域において小銃を用いて実施される特定警備が、その目的の達成に必要な範囲内で適正に実施されることを確保するために、特定警備実施要領を策定することとしております。

第二に、国民生活に不可欠な物資を輸送するなど一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、特定警備に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができることとしております。

第三に、小銃の取り扱いに関する知識及び技能を有し、かつ、欠格事由に該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けた者は、認定を受けた計画に基づく特定警備に従事するために、

特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、使用することができ
ることとしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を
行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろし
くお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二五年一月五日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、
国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。

本案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不
可欠な物資を輸送する日本船舶の航行に危険が生じていること
に鑑み、その航行の安全を確保するための特別の措置につい
て定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、海賊多発海域において実施される
特定警備が適正に実施されることを確保するために、特定警備
実施要領を策定すること、

第二に、一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、特定警備
に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることがで

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

きること、

第三に、国土交通大臣の確認を受けた者は、特定警備に従事
するために、特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、使用す
ることができるとなっております。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月一日太
田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、討論を行
い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきも
のと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告

(平成二五年一月一三日)

○藤本祐司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、
国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上
げます。

本法律案は、海賊多発海域において、原油タンカー等の国民
生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の航行の安全を確保す
るため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶にお
いて、民間警備員による小銃を用いた特定警備を実施すること
ができる等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、民間警備員による特定警備の必要性、

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

本法律案と海賊対処法との関係、民間警備員の適格性の確保及び武器使用の在り方等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。